別表六（二十三）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号⑴において「平成30年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第５号において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は、記載を要しない。

3　「基準雇用者給与等支給額 ⑵×⑶ ⑷」の欄は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額 ⑵×⑶×$\frac{70}{100}$ ⑷」として記載すること。

⑴　平成30年旧措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

4　平成30年４月１日以後に開始する事業年度において、「前事業年度又は前連結事業年度　⑸」の月数が６月に満たない場合（当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する適用年度をいう。第６号において同じ。）の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項第２号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額　⑹」の欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑸の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑺」の欄中「⑸の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ⑹×⑺ ⑻」の欄中「⑹」とあるのは「(⑹＋（６の外書))」として計算すること。

5　平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が０である場合には「継続雇用者に対する給与等の支給額 ⑽－⑾ ⑿」の「適用年度　①」及び「月別支給対象者の合計数　⒀」の「適用年度　①」の各欄には「１」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が０である場合には「月別支給対象者の合計数　⒀」の「前事業年度又は前連結事業年度　②」の欄には「１」と記載すること。

6　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等　⒂」の「前事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「⒂」から「⒆」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「事業年度等又は連結事業年度等　⒂」の「前事業年度等　②」の月数が適用年度の月数に満たない場合　「⒃」から「⒆」までの「前事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「事業年度等又は連結事業年度等　⒂」の「前事業年度等　②」の月数が適用年度の月数を超える場合　「⒂」から「⒆」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ⑰又は(⑰×⑱) ⒆」の「前事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　⑰」の「前事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第13項第２号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。